

# 高規格救急自動車仕様書

(車両)

令和7年度

浦添市消防本部

# 第1 総 則

## 1. 目的及び概要

- (1) この仕様書は、浦添市消防本部（以下「消防本部」という。）が購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）のシャーシ及び艤装、その他必要な事項を定める。
- (2) 救急車の概要は、高規格救急自動車対象シャーシに、観察用資器材、呼吸循環管理用資器材、搬送用資器材、保護用資器材、消毒用資器材、救出用資器材等を装備した高規格救急自動車で、製作台数は1台とする。なお、完成車は本仕様書に基づくほか、「消防防災設備整備費補助金交付要綱」、「救急業務実施基準」、「道路運送車両法」及び「道路運送車両保安基準」その他関係法令にすべて適合するとともに、緊急自動車としての承認の得られるものであること。
- (3) 制作上の問題処理について
  - ア 本仕様書に疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、事前に消防本部の指示又は承認を得なければならない。
  - イ 仕様内容の解釈について相違がある場合は消防本部の解釈に従うこと。
  - ウ 救急車作成にあたり、工業所有権その他法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を消防本部へ報告すること。
  - エ 車両及び付属品はすべて新規製品のものであり、当該関係の検定、認定及び許可等を必要とするものについては、それらに合格したものであること。

## 2. 提出書類等

- (1) 製作にあたり次の書類を提出し、承認を受けること。

ア 着手届	1部
イ 艤装4面図	2部
ウ 電気系統配線図	2部
エ 車両主要諸元表	2部
オ 製作工程表	2部
カ 価格明細書（メーカー名及び型式）	2部
キ 積載器具の配置図	2部
ク その他事前に承認を受ける必要があると認めるもの	2部
ケ 設計製作方針報告書（打ち合わせ報告書）	2部
- (2) 納車検収時に次の書類を消防本部に提出すること。

ア 完成届・引渡書	1部
イ 自動車車検証	1部
ウ 自動車取扱及び整備説明書	2部
エ 積載資器材・取付品等の仕様書及び取扱説明書	2部

オ 積載資器材・取り付け品等の保証期間一覧表	2部
カ 完成車の写真（前後左右）	2部
キ 使用電球等一覧表 （取り付け場所、個数、型式、ワット数、JIS 番号、メーカー名）	2部
ク その他消防本部で指示したもの	必要数

### 3. 検 査

- (1) 中間検査は装備品及び付属品を仮設できる時点で、消防本部担当者及び受注者が立ち会い又はリモートにより、受注者製作工場にて実施する。中間検査を実施する2ヵ月前までには検査日時、場所及び要領を記載した「検査依頼書」を消防本部へ提出すること。立ち会い又はリモートによる中間検査実施後、受注者は消防本部へ結果報告及び写真などを提出すること。
- (2) 完成検査は仕様書及び承認書類に基づき実施する。受注者は製作責任者及び専門的技術と知識を有する者を完成検査時に立ち会いさせ、消防本部で指定した日時及び場所で検査を行ない、その結果、不適合または不合格品と認められるものは消防本部の指示する日までに部品の取替え、補修もしくは改修等を行い、再度検査を受け、仕様書に適合すると認めた時に合格とする。

### 4. 登録手続きの代行

本件の救急車の新規登録に関する手続き及び、登録並びに回送等に要する経費は受注者の負担とすること。但し、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル料については、消防本部の負担とする。

### 5. 納車期限

令和8年 3月31日（火）

### 6. 保証期間

車両の納入後1年間とする。ただし、期間経過後であっても、設計、施行及び材質等に起因する故障については、受注者の責任において無償で修理、交換すること。その場合、ただちに専門員を派遣し対応すること。また、車両製作メーカー及び医療メーカーが定める保証期間が1年を超える場合はそれを適用すること。

### 7. その他

- (1) 救急車は各部整備点検及び清掃を十分行い納入すること。
- (2) 納入時には各器具全てが使用できる状態にあること。
- (3) 取り扱い説明書が外国語記載の際は日本語による取り扱い説明書を添付すること。また、機器に外国語が記入されている所がある場合は日本語によるシールまたはプレートを貼ること。
- (4) 酸素ボンベは納入時に容器検査の交付年月日が6ヵ月以上経過していないこと。(※医療資器

材業者と調整し、医療資器材業者へ納入させること。)

- (5) 車内外に設置する収納ボックス、収納庫、収納棚、ネット及び積載部品取り扱い金具の位置、大きさ等についての詳細は協議のうえ変更できるものとする。
- (6) メーカー標準装備品については本仕様書の内容の有無に関わらず装備するものとし、本仕様書と機能等が重複するものについては消防本部と協議のうえ装備を決定する。
- (7) 納入後、消防本部職員に車両の構造及び機器の取扱い、保守管理等の指導をするための担当者を派遣すること。(派遣に対する諸経費の一切は受注者が負担するものとする。)
- (8) 本仕様書へ旧車両の廃車手続き及び処分費用も含むこと。受注者は旧車両の抹消登録を行ない、速やかに当該抹消登録証明書を消防本部に提出すること。なお、廃車に伴い利益(収入)があった場合は、速やかに消防本部へ返戻すること。

## 第2 仕様

### 1. 車両本体(車体形状)

- (1) 車体構造は、本仕様書によりメーカーの標準自動車の一部改造及び艤装するもので、その構造は振動及びあらゆる走行条件に対して安全かつ、安定性を持つものであること。
- (2) 車体前面部は、衝突時の衝突荷重を吸収分散する衝突安全基準車であること。
- (3) 運転席から後部座席へ容易に往来できる構造であること。

### 2. 主要諸元

車両諸元は、次のとおりとする。

寸法

1	全長 (mm)	5,300 ~ 5,700
2	全幅 (mm)	1,750 ~ 2,000
3	全高 (mm)	2,450 ~ 2,650
4	室内長 (mm)	3100 以上
5	室内幅 (mm)	1,600 以上
6	室内高 (mm)	1,800 以上

エンジン

1	使用燃料・タンク容量 (L)	レギュラーガソリン・65 (以上)
2	総排気量 (L)	2,480 以上

駆動・変速機・ステアリング・サスペンション

1	駆動方式	4輪駆動方式
2	変速機	オートマチック
3	ステアリング	ラック&ピニオン式

タイヤ・ブレーキ・安全・性能・定員

1	タイヤ	チューブレスラジアルタイヤ
2	最小回転半径 (m)	6.5 (以下)
3	安全装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ABS (アンチロックブレーキシステム)</li> <li>・SRS エアバック (運転席・助手席)</li> <li>・後方用モニター</li> <li>・サイドドアビーム (運転席・助手席)</li> <li>・ドライブレコーダー (前後カメラタイプ)</li> </ul>
4	オルタネーター (V/A)	12/130 (以上)
5	バッテリー容量	55D23R×2個 または120Ah 以上
6	乗車定員 (名)	7 (以上)

### 第3 艙装及び機器取り付け等

#### 1. 車両外装

- (1) 視認性向上のためにフロントアンダーミラーを取り付けること。
- (2) フロントグリル中央部に、消防マーク 150mm を強固に取り付けること。(黒色台座)
- (3) 助手席用補助アウトサイドミラーを取り付けること。
- (4) 左右のフロントドアにサイドバイザーを取り付けること。
- (5) 前後バンパー左右に、コーナーセンサーを取り付けること。(オン・オフスイッチ付き)
- (6) 左右のフロントドアステップ、左スライドドアステップ、リヤステップにはアルミ縞板を取り付け、滑り止めを施すこと。(つま先などが当たる縦面の保護を含む)
- (7) タイヤハウス4箇所にマッドガード(泥よけ)を取り付けること。
- (8) レスキュー5点セットを右スライドドア内部へ設置すること。また、右スライドドアには開閉に連動するLED式の照明を取り付けること。
- (9) 旗立て(アルミ製)を取り付けること。

## 2. 運転室内部

- (1) 車両用消火器を取り付けること。
- (2) 運転席及び助手席にフロアマットを設けること。
- (3) 運転席と助手席の間に地図入れ（A 3以上）を取り付けること。
- (4) 運転席後部に横置き地図入れ（A 3以上）を設けること。
- (5) 運転席及び助手席ピラーにフレキシブルマップランプを取り付けること。
- (6) 電流計及び電圧計をインストルメントパネルに取り付けること。
- (7) 患者室内を確認するための運転席用・助手席用のインナーミラーを取り付けること。
- (8) 運転席側に押しボタンスイッチ（電子サイレン切り替え・音声メッセージ）を増設すること。  
（高警告音吹鳴も可とする。）
- (9) 後方用モニター（常時任意に確認ができるもの）を取り付けること。
- (10) ドライブレコーダー（前後カメラタイプ）を取り付けること。
- (11) GPSナビゲーションシステムを取り付けること。
- (12) 携帯型デジタル無線機専用の収納庫を設けること。
- (13) 運転席側にフレキシブルマイクロフォン（スイッチ付）設置をすること。
- (14) 電子サイレンユニット、無線機、赤色警光灯、その他各種電装品スイッチ類をインストパネル中央に集中させ、助手席及び運転席側双方から容易に操作できるように取り付けること。
- (15) 助手席上部にLED灯を設置すること。
- (16) 後退警告装置のオン・オフスイッチを運転席側に設置すること。
- (17) 運転室内部に、手袋及びマスクが容易に取り出せる固定装置を設けること。
- (18) 運転室内部にデジタル無線機及びAVM装置一式を新設すること。（AVM装置については患者室内に設置するデュアルモニタを含む）
- (19) 運転席・助手席の上部に収納用ネットを取り付けること。
- (20) 全座席のシートに耐久性及び汚れに強いシートカバーを装着すること。（難燃性 車検対応品）
- (21) 運転席及び患者室の各スイッチには、名称を表示したプレートを取り付けること。
- (22) 運転席及び助手席用のヘルメット掛けを取り付けること。（揺れ止めネットまたはマジックベルトを含む）
- (23) (1) ～ (22) について消防本部と協議して決定すること。

## 3. 患者室内部

- (1) メインストレッチャー積載架台装置
  - ア 患者室右側後方にメインストレッチャー積載架台装置を取り付けること。
  - イ 積載架台装置は、仰臥位の傷病者の体位変換及び左右にスライド固定が可能な構造とし、車体から伝わる振動及び横揺れを軽減させることのできる機能を備えていること。
  - ウ ストレッチャーの出し入れは、直接短時間に傷病者の体位が水平状態で行える構造であること。ストレッチャーの出し入れの際の傷を予防するためのプロテクター（ステンレス

- 製又はアルミ製) をバックステップに取り付けること。
- エ 積載部分のフロント寄りに、傷病者保護用の脱着式ヘッドレストを設けること。
- オ 保育器固定フックを4個取り付けること。
- (2) メインストレッチャー (エクステンジストレッチャー)
- ア FERNO 製 TC4080-S 一式 (ストレッチャートレイ、枕、ガートル架キット、マットレス、サイドアームリリースシステム左右など含む) 又は同等品以上を積載すること。
- (3) 乗降用バックステップ
- ア バックドア下部に乗降用アルミ製大型ステップ (階段式も可とする。) を設け、ステップ上面には滑り止めを施すこと。車両が上り坂へ進入する際、ステップと道路が接触しないような長さにするなど、  
詳細については協議の上、決定すること。
- イ 後部バンパー水平面の傷を防止するため、アルミ製カバーを取り付けること。
- ウ バックドアにストラップを取り付けること。(延長)
- エ バックドア開口部左側に可動式大型グリップまたはアシストグリップを設置すること。
- (4) 除細動器専用収納装置
- ア 除細動器 (ゾールXシリーズ) を収納する専用の装置を設けること。
- イ 必要に応じてブランケットを設けること。
- (5) サブストレッチャー専用収納装置
- ア 助手席後部にサブストレッチャーを収納する専用の装置を設けること。
- イ サブストレッチャー収納庫の上部には、強度のあるストレートバーを設置し、吊りかけ収納が可能な構造とすること。
- (6) サブストレッチャー
- ア FERNO 製 107、107-C4、又は同等品以上を積載すること。
- (7) スクープストレッチャー及びバックボード専用収納装置
- ア スクープストレッチャー及びバックボードを収納する専用の装置を設けること。
- イ スクープストレッチャーの収納にあたっては、積載架台装置と患者室右側後方収納庫との間部分に安全かつ堅牢な構造の装置によって、脱着が簡単な方法で固定すること。
- ウ バックボード (モデル 2010 同等以上) の収納にあたっては、患者室内に収納し脱着が簡単な方法で固定すること。
- エ スクープストレッチャー及びバックボードの収納時の向きは、メインストレッチャーと同様とすること。(収納部分から見て奥側が頭部となり、手前側が足部となる。)
- オ スクープストレッチャー及びバックボードは、メインストレッチャーが車内に積載されている状態でも取り出せる作りであること。
- (8) 自動心臓マッサージ機専用収納装置
- ア 自動心臓マッサージ機を収納する専用の装置を設けること。
- (9) 吸引器専用収納装置

- ア 吸引器用を収納する専用の装置を設け、充電可能な構造とすること。
  - イ 吸引器専用収納装置付近に、吸引カテーテルの収納庫を設けること。
- (10) 人工呼吸器専用収納装置
- ア 人工呼吸器を収納する専用の装置を設けること。
- (11) 各種資器材収納装置等
- ア 患者室に収納ボックス、収納庫、収納棚、引き出し、収納ネット、アシストグリップ、マジックベルト、バネ付きC型フック等を設けること。
  - イ 収納ボックス等は、必要に応じ扉や引き出しを設け、原則として内部が容易に確認できる材質を使用すること。また、内部に仕切りを設けること。
  - ウ 扉や引き出し等には緩衝材を設けること。また、走行中の振動や収納物の移動により、開放することのないような構造とすること。
  - エ 収納力の高い車両となるよう、収納ボックス、収納庫、収納棚、引き出し、収納ネット等は、設置可能な範囲において最大個数取り付けることとし、最終的なレイアウトについては、消防本部と協議して決定すること。
- (12) 酸素呼吸器
- ア 酸素呼吸器は、加湿流量計酸素吸入装置（オキシパックOX-ⅢS）とすること。
  - イ 酸素吸入装置9～10L ボンベ2本の収納固定装置を設け、減圧弁が室内から容易に操作できる構造とすること。
  - ウ それぞれの減圧弁から高圧ホースによる三方チーズ（ホース、ジュンロン雄付き）から一本で加湿流量計に接続すること。
  - エ 減圧弁と三方チーズの接続及び、加湿流量計からのデマンドバルブ使用可能なワンタッチ式ジャックをジュンロン型にすること。
  - オ 加湿流量計は2連式とし、2名が同時に使用可能な構造にすること。
  - カ 酸素配管については、主として室内内張の内側を施工し、車内にできるだけ露出しないこと。また露出する場合はクランプ等により最小限固定するものとする。
- (13) 車内照明灯関係
- ア 患者室内に調光可能な大型LED灯を4灯以上設置すること。（メインスイッチを設け患者室に、調光コントローラ構造とする。）
  - イ 局部照明としてLED式患者灯を2個設け、スイッチは患者室に設けること。
  - ウ バックドア部にスポットランプ（角度調整式）を取り付け、スイッチは患者室内に設けること。
  - エ 左スライドドア開放時、ステップを有効に照射する照明灯を取り付けること。
- (14) 冷暖房装置及び換気装置
- ア 運転室及び患者室が同時に冷暖房のできる冷暖房装置を取り付け、操作スイッチは運転席と患者室に設けること。
  - イ 患者室にカバー付大型換気扇を取り付けること。

(15) 患者室座席等

- ア 患者室スライドドア入口側に1人掛け前向きシート及び2人～3人掛け横向きシートを設置すること。(2人～3人掛け横向きシートは跳ね上げ式でガスステーを取り付け、シート下には収納スペースを設けること。)
- イ 患者室内の運転席後方側に、1人掛け後ろ向き跳ね上げシートを設置すること。
- ウ 1人掛けシート及び横向きシートに3点式以上の安全性に優れたシートベルトを取り付けること。また、シート跳ね上げ時の固定装置を設けること。

(16) 取り付け品及び付属品

- ア 資器材準備トレイを取り付けること。
- イ 隊員用手袋、マスク及びティッシュが容易に取り出せる固定装置を設けること。
- ウ 患者室天井右側上部に輸液用ホルダーを2本以上取り付けること。また、その付近にC型バネ付きフック等を取り付けること。
- エ 収納庫扉(外側)にホワイトボードを取り付けること。
- オ 患者室の見やすい位置にウォール型アネロイド血圧計を取り付けること。
- カ 患者室に汚物入れを設けること。
- キ 患者室内に大型のデジタル壁掛け時計(時間、日付け、湿度)を取り付けること。
- ク 手すり(アシストグリップ)を室内設置可能な範囲において、設置すること(室内上部・右側・バックドア開口部付近・その他)
- ケ 室内の設置可能な場所に、酸素ボンベ(アルミ2リットル1本)専用の固定装置を取り付けること。
- コ ヘルメットを掛けるフック及びC型バネ付きフック等を取り付けること。
- サ 別表Ⅰに掲げる資機材等を当消防本部が指定する場所に取り付けること。

(17) (1)～(16)について消防本部と協議して決定すること。

(18) 高度救命処置用資器材等について

別表Ⅱ、Ⅲに掲げる高度救命処置用資器材等を消防本部が指定する場所に積載可能にすること。固定装置を必要とするものにあたっては、安全かつ堅牢な構造装置によって、脱着が容易な方法で固定できるようにすること。

## 4. 警光(警告)装置及び車両電装

(1) 赤色警光灯

- ア フロント上部とリア上部左右にビルトインタイプのLED散光式警光灯を取り付けること。
- イ フロントグリル付近の左右に各1個、合計2個のLED補助警光灯を取り付けること。
- ウ フロントバンパー両側面に各1個、合計2個のLED補助警光灯を取り付けること。
- エ ルーフ側面に補助赤色警光灯付き作業灯を各2個、合計4個を取付けること。
- オ 後側面上部左右に各1個、合計2個のLED補助警光灯を取り付けること。
- カ 後面上部の左右に各1個、合計2個のLED補助警光灯を取り付けること。

キ 赤色警光灯は、散光式警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

ク 赤色警光灯及び作業灯の取り付けは、防水対策に十分対処すること。

## (2) 拡声装置付電子サイレンアンプ

ア アンプは、ダッシュパネルに埋め込むこととし、スイッチ操作によりピーポー音、イエल्प音を切替えて吹鳴できる構造とする。なお、スイッチの位置は運転席からでも操作できる位置とする。

イ 緊急走行時に電子サイレンを使用している場合において、スイッチ操作により合成音による拡声を自動的に行えること。

ウ フレキシブルマイクを取り付けること。

エ ピーポー音とイエल्प音は混合音とする。

オ ハーモニックサイレン、フェードイン・フェードアウト機能、協力感謝音声があること。

カ モーターサイレンを設置し、スイッチは中央パネル及び運転席に取り付けること。

キ 広範囲に音が届くよう、各スピーカーの設置位置や角度について協議して決定すること。

ク 緊急走行時でも運転室内部で容易に無線交信等が実施できるよう、十分に防音処理を行うこと。

ケ 交差点進入時等で高警告サイレン音を吹鳴できること。

## (3) 各照明灯

ア フロントドア上部ルーフサイド左右に、フラッシャーランプを取り付けること。

イ バックドアに、LED型ハイマントストップランプを取り付けること。

ウ 後輪両側の適切な位置に、路肩灯（タイヤ灯）を取り付けること。

エ フロントバンパー前面の適切な位置に青色のデイトタイムライト（セーフティライト）を取り付けること。

オ フォグランプ（LED）を取り付けること。

カ 車体後部の左右の上下に車幅灯（LED）を各1個、合計4個を取り付けること。

キ バックドア底面には開放時に後方車両等から視認しやすいよう、停止表示灯（LED）を2個取り付けること。（停止表示灯は点灯または点滅どちらも可とする。）

(4) (1)～(3)について消防本部と協議して決定すること。

## 5. 電源装置等

### (1) インバーター装置

患者室内にAC100V-500W以上の正弦波インバーターを取り付け、取り出し口は車内に接地2極差し込み接続器を必要数設けること。

### (2) 外部電源入力装置

車両右側面フロントドア付近または車両の側面に、埋め込み式の外部電力（AC電源）入力コンセントを設け（10m入力コード）、車内に出力コンセントを必要数設けること。また、外部電力の入力時にはエンジンが始動できない構造とすること。

### (3) 配線関係

機装の各種配線はヒューズボックス内に一箇所にとりまとめ設置、配線するとともに、ヒューズボックス内に用途、容量を明記すること。

### (4) 外部入力充電器

バッテリー消耗防止の為、外部から AC コンセント入力による車両バッテリーに充電できる充電器を車載すること。

(5) (1) ~ (4) について消防本部と協議して決定すること。

## 6. 救急無線設備及びAVM装置 (新設)

(1) デジタル無線機及びAVM装置 (患者室内に設置するデュアルモニタを含む) 一式を新設すること。

(2) 救急無線設備 (送受信器は運転席及び患者室 計2器) を消防本部が指示する位置に取り付け、助手席から患者室 (スライドドア後部ピラー) まで配線し、患者室内に送受信器を設置すること。また、患者室内に無線機用埋め込み型スピーカーを取り付け、任意に電源操作ができる構造とすること。(別途協議)

(3) 天井は断熱及び遮音性に配慮して、外板、内板の二重構造とし、更にルーフの無線アンテナの保守点検が容易な構造とすること。

(4) 無線用アンテナは位置や高さについて事前協議した後、ルーフ上に通話状態、強度及び防水処理等を考慮して取り付けること。配線等は合理性と防水性を考慮し、配線等を用いて天井及び側板内に付設させ点検口を設けること。

(5) (1) ~ (4) について消防本部と協議して決定すること。

(6) 取り付け後、設置した場所を示す写真などの資料を提出すること (2部)

## 7. 窓ガラス等

(1) 左スライドドアガラスは片開きとし、下3分の2をくもりガラスとすること。

(2) 左後方ガラスは下3分の2をくもりガラスとすること。

(3) 右側のスライドドアガラス及び右後方ガラスにはフィルムを張ること。

(4) バックウインドウガラスは熱線吸収タイプとし、下3分の2をくもりガラスとすること。

(5) バックウインドウガラスには熱線デフォグガー及び間欠機能付ワイパーを取り付けること。

(6) 患者室後部窓に電動または手動のカーテン (布地遮光タイプ) を取り付け、操作スイッチを運転席に設けること。(協議)

(7) (1) ~ (6) について消防本部と協議して決定すること。

## 8. 塗装及び文字関係 (協議)

(1) 車体の塗装は白色ウレタン塗装とし、かつ車体の中央部に幅 70mm 赤帯施すものとし、塩害から塗膜を保護するため、ガラスコーティング (ZAPS 同等以上) を施すこと。

- (2) ピラーより上部ルーフまでルーフエポガード及び同等品質（透明・白色）塗装を施すこと。
- (3) 車体下回り及びドア内側の防錆は、ジーバード若しくは、それと同等以上とする。またルーフ（屋根）部分をハードコーティングとすること。
- (4) 車体のフロント部右側へ「救7」（黒縁・紺色）、フロント部左側へ「うらそえ」（黒縁・水色）、フロント部上部へ「URASOE AMBULANCE」（黒縁・水色）を記入すること。
- (5) 運転席ドア・助手席ドア・バックドアへ「救7」（黒縁・紺色）を記入すること。
- (6) 車体屋根の部分に対空文字「浦救7」（黒縁・紺色）を丸ゴシック体で記入すること。
- (7) 車体両側スライドドアガラス部分に消防本部が指定するEMSマークを記入すること。
- (8) バックドア上部に「URASOE AMBULANCE」（黒縁・水色）を記入すること。
- (9) 車両の右側に沖縄県の地図を白色またはグレーの反射材で作成し、貼付すること。
- (10) 車両の左側に浦添市章を白色またはグレーの反射材で作成し、貼付すること。
- (11) 車両の両側に「浦添市消防本部」を記入すること。右側は（9）に重ねるように文字を配置し、左側は（10）に重ねるように配置すること。
- (12) 消防本部が指定する部分に消防本部のエンブレムを貼付すること。
- (13) 左右のフロントドア、左右のスライドドア及びバックドアの内縁に赤色反射テープを貼り付けること。
- (14) 最終的な車両外観のデザイン、文字及び文字の色などについては、受注者にて案（4面図）を消防本部へ提出し、陸運局とも協議して決定すること。
- (15) 各記入文字、ステッカー等は、可能なかぎり全て再帰性に富んだ反射材を用いること。
- (16) 防衛省が指定するエンブレムを貼付すること。（サイズや貼付場所は協議の上決定）

## 9. 床面の防水処理

患者室のフロア全面に内装色と調和する色調のFRPまたはロンリウム張りで、水栓等を接続のうえ水洗いが可能な防水構造とすること。なお、コーナー部分及び積載品等の防水処理は十分留意すること。（消防本部と協議して決定すること）

## 10. 付属品及びその他

- (1) 停車時の活動に必要な充電能力を確保するためのアイドリングアップ装置を設けること。
- (2) バックドア及びスライドドアにはイージークローザーを取り付けること。
- (3) キーレスエントリーシステムを取り付けること。（常時リモコンキー有効化）
- (4) 必要に応じて電装品に雑音防止を施すこと。
- (5) ゴム製の車輪止めを1式積載すること。
- (6) その他メーカーが公表した標準装備及び付属品は全て含むこと。
- (7) ナンバープレートはステンレス枠付きとし、登録ナンバーについては消防本部と協議して決定すること。（希望ナンバーは「2597」）
- (8) 予備キーは4個とし、メインキーと合わせて合計5個とすること。（予備キー4個の内、2個

はリモコンキーとする。)

- (9) マフラーは後方出し横向きとし、患者室への排気ガス流入を防止すること。また、排気による熱が後輪タイヤに影響しないような構造とすること。
- (10) (1) ~ (9) について消防本部と協議して決定すること。

## 10. 補 足

- (1) 医療資器材は別途発注・別途取り付けとなるが車両製作において、医療メーカーと調整を行い消防本部が指定する場所に取り付けができるよう留意すること。
- (2) 医療資器材等の固定用金具及び台座等は、全て車両メーカーで取り付けること。医療資器材の取り付け及び積載は医療メーカーで行うこと。
- (3) 受注者は、納入後すみやかに車両及び積載器具の取扱指導並びに保守管理指導を行なうこと。また、消防本部の要請により随時これらの指導を行なうこと。